

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人ながえ会
法人所在地	広島県庄原市川北町字久井田 8 9 0 番地の 1
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 村尾文規
電話番号	0 8 2 4 - 7 2 - 7 3 0 0

2. 利用施設

施設の名称	庄原同仁病院介護医療院
施設の所在地	広島県庄原市川北町字久井田 8 9 0 番地の 1
施設長名	管理者 児玉 節
電話番号	0 8 2 4 - 7 2 - 7 3 0 0
ファクシミリ番号	0 8 2 4 - 7 2 - 7 3 3 3

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある入所者に対して適切な介護療養サービスを提供する事を目的とする。
運営の方針	当施設にあつては、入所者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、施設計画に基づき療養上の管理、看護医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他の必要な医療を行う。 1 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

4. 施設の概要

(1) 庄原同仁病院介護医療院

敷 地		9, 1 9 9 m ²
建 物	構 造	簡易耐火構造
	延べ床面積	1 7 9 5. 4 6 m ²
	利用定員	4 0 名

(2) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1 人あたりの面積
1 人部屋	1 室	1 0. 4 0 m ²	1 0. 4 0 m ²
2 人部屋	1 室	2 1. 3 7 m ²	1 0. 6 8 m ²
3 人部屋	3 室	2 1. 2 5 m ²	7. 0 8 m ²
4 人部屋	7 室	3 2. 6 9 m ²	8. 1 7 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1 人あたりの面積
食 堂	1 室	1 0 5. 1 2 m ²	1. 0 1 m ²
機能訓練室	1 室	1 0 0. 0 0 m ²	2. 5 0 m ²
レクレーション室	1 室	1 5. 6 2 m ²	
特別浴室	1 室	3 4. 5 7 m ²	

機械浴槽	1 台		
談話室	1 室	1 5 . 4 2 m ²	

5. 職員体制

従業者の職種	勤務形態	常勤換算
管 理 者	専 従	1 人
医 師	専 従	0 . 8 4 人以上
看護職員	専 従・兼 務	7 人以上
介護職員	専 従	1 0 人以上
理学療法士又は 作業療法士	専 従	1 人以上
介護支援専門員	兼 務	1 人以上
栄 養 士	専 従	1 人

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
管 理 者	勤務時間帯（9：00～18：00）	4 週 1 2 休
医 師	勤務時間帯（9：00～18：00）	4 週 1 2 休
看護職員	日勤（8：30～17：00） 遅番（10：15～18：45） 夜勤（16：30～9：00）	原則として 4 週 9 休
介護職員	早番（8：00～16：30） 日勤（8：30～17：00） 遅番（10：15～18：45） 夜勤（16：30～9：00）	
理学療法士又は 作業療法士	日勤（8：30～17：00）	
栄養士	勤務時間帯（8：30～17：00）	
医療福祉相談員	勤務時間帯（8：30～17：00）	
その他	勤務時間帯（8：30～17：00）	

7. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

療養上の管理	医師による療養管理指導
看 護	医学的管理の下における看護その他の日常生活支援
介 護	医学的管理の下における介護その他の日常生活支援
機能訓練	理学療法士又は作業療法士によるリハビリテーション
相談及び援助	当施設は、入所者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

食 事	食事の提供時間 朝食 8 時 昼食 12 時 夕食 18 時
居住費	室料、光熱水費に相当
洗濯の代行	入所者およびその家族が自ら困難である場合は、施設の洗濯代行サービスをご利用いただけます。

日常生活品の 購入代行	入所者およびその家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
理美容サービス	ご希望があれば入所者の散髪を職員が定期的に行います。職員が行う散髪についての費用は要りません。
金銭管理	自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 管理する金銭の限度額：原則 1 万円程度 毎月こずかい台帳により管理し清算します。 お預かりするもの：現金 保管場所：事務室金庫 保管管理者：事務長が責任をもって管理します。 金銭管理サービスについての費用は要りません。

8. 利用料

(1) 介護保険給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の 場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費) の 1 割又は 2 割又は 3 割
法定代理受領で ない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

基本サービス費

		多床室	従来型個室
I 型介護医療院サー ビス(I) (1 日につき)	要介護 1	833 円	721 円
	要介護 2	943 円	832 円
	要介護 3	1,182 円	1,070 円
	要介護 4	1,283 円	1,172 円
	要介護 5	1,375 円	1,263 円

基本サービス費の加算・減算

加 算・減 算	内 容	費 用
療養環境減算	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	-25 円/日
夜間勤務看護加算(IV)	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が 20 : 1 以上かつ 2 人以上の場合	7 円/日
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日 を限度として、基本サービス費に代えて算定	362 円/日
他科受診時費用	専門的な診療が必要になり、他医療機関にお いて診療が行われた場合、基本サービス費に 代えて算定	362 円/日

その他の加算等について

加 算	内 容	費 用
初期加算	入所した日から起算して 30 日以内の期間につ いて加算	30 円/日
退所前訪問指導加算	退所前に居宅を訪問し家族等に療養上の指導 を行った場合	460 円/回 2 回を限度
退所後訪問指導加算	退所後 30 日以内に居宅を訪問し、家族等に療 養上の指導を行った場合	460 円/回 1 回を限度
退所時指導加算	退所時に入所者及びその家族等に対して退所 後の療養上の指導を行った場合	400 円/回 1 回を限度

退所時情報提供加算(Ⅰ)	退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合	500 円/回 1 回を限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合	250 円/回 1 回を限度
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	500 円/回 1 回を限度
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と会議等を行い連携している場合	100 円/月
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	上記以外の協力医療機関と連携している場合	5 円/月
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い、栄養状態、心身の状況、嗜好を踏まえた食事の調整等を実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に算定	11 円/日
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科衛生士が口腔衛生管理を月 2 回以上実施し、厚労省へ情報を提出し活用した場合	110 円/月
療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合	6 円/回
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定	518 円/日 月 3 日を限度
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 2 名以上配置し、チームとして認知症ケアを実施した場合	3 円/日
排せつ支援加算(Ⅰ)	継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行い、厚労省へ情報を提出し活用した場合	10 円/月
自立支援促進加算	継続的に入所者ごとの自立支援を行い、厚労省へ情報を提出し活用した場合	280 円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者ごとの心身の状況等にかかる情報に加えて疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出し活用した場合	60 円/月
安全対策体制加算	安全対策の基準に適合している介護医療院がサービスを実施した場合	20 円/入所 初日
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	感染症法上の第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合	10 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から 3 年に 1 回以上感染制御等の実地指導を受けている場合	5 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士を 35%以上配置した場合	22 円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 51/1000 を加算	

特別診療費

感染対策指導管理	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するための十分な設備、体制が整備されている	6 円/日
----------	--	-------

褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	褥瘡対策につき十分な体制が整備されている	6 円/日
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	入所者ごとの褥瘡対策等に係る情報を厚労省に提出し、褥瘡発生のない場合	10 円/月
初期入所診療管理	入所者に医師が必要な診療、検査等を行い、診療方針を文書で説明を行った場合	250 円/回
医学情報提供(Ⅰ)	入所者の退所時に、他の病院に対して文書を添えて紹介した場合	220 円/回
医学情報提供(Ⅱ)	入所者の退所時に、他の診療所に対して文書を添えて紹介した場合	290 円/回
理学療法(Ⅰ)	入所者の生活機能の改善等を目的として理学療法を実施した場合	123 円/回 月 11 回目以降は 86 円
作業療法	入所者の生活機能の改善等を目的として作業療法を実施した場合	123 円/回 月 11 回目以降は 86 円
情報提出及び利活用の加算	リハビリテーション計画の情報を厚労省に提出し必要な情報を活用した場合	33 円/月
摂食機能療法	摂食機能障害を有する入所者に対して医師の指示の下に看護師、准看護師又は歯科衛生士が嚥下訓練を行った場合	208 円/回 月 4 回まで
短期集中リハビリテーション	医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、入所した日から起算して 3 月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法又は摂食機能療法を行った場合	240 円/回 概ね 3 日以上/週

(2) 介護保険給付外

区 分	利 用 料		
食事代	標準負担額 (1 日につき) 基準費用額 : 1,445 円 利用者負担限度額第 3 段階② : 1,360 円 (年金 120 万超) 第 3 段階① : 650 円 (年金 80~120 万以下) 第 2 段階 : 390 円 (年金 80 万以下) 第 1 段階 : 300 円 (生活保護等)		
居住費		多床室	従来型個室
	基準費用額	437 円	1,728 円
	利用者負担限度額第 3 段階②	430 円	1,370 円
	第 3 段階①	430 円	1,370 円
	第 2 段階	430 円	550 円
	第 1 段階	0 円	550 円
洗濯代	1 日につき 660 円 (消費税込) 病衣貸与代は上記金額に含まれます。		
テレビ代	1 日につき 220 円 (消費税込み)		
日常生活品の購入代行サービス	品物を購入するのに要した金額の実費を請求させていただきます。 購入を代行する代行費用は要りません。		
理美容代	実費相当額 但し、職員が行った場合には、別途費用は要りません。		
金銭管理	金銭管理サービスについての費用は要りません。		

9. 苦情等申立先

当施設相談窓口	担当者 看護部長 伊東亜由美 相談員 山野友和 ご利用時間 午前9時～午後4時 ご利用方法 電話 0824-72-7300 面談場所 庄原同仁病院介護医療院内
市町等の苦情相談 連絡先	広島県国民健康保険団体連合会 広島市中区東白島町19-49 連絡先 電話 082-554-0783 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を 除く） 庄原市役所高齢者福祉課 庄原市中本町1-10-1 連絡先 電話 0824-73-1167 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を 除く）

10. 協力医療機関・協力歯科医療機関

協力医療機関	医療法人ながえ会 庄原同仁病院 庄原市川北町字久井田890番の1 電話 0824-72-7300
	総合病院 庄原赤十字病院 庄原市西本町二丁目7番10号 電話 0824-72-3111
協力歯科医療機関	医療法人社団 片岡歯科医院 庄原市中本町1丁目4-1 電話 0824-72-0637

11. 非常災害時の対策

火災発生時の対応	別途定める「医療法人ながえ会庄原同仁病院の消防計画」にの っとり対応を行います。		
近隣との協力関係	川北消防団と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約 束しています。		
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「医療法人ながえ会庄原同仁病院消防計画」にの っとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。		
	設備名称	個数等	設備名称 個所
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター 10個所
	避難階段	—	屋内消火栓 あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置 あり
	誘導灯	28個所	漏電火災報知機 あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源 あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。		
消防計画等	消防署への届出日：平成12年12月14日 令和1年11月25日 防火管理者：西村美智子		
事業継続計画	大規模災害時や新興感染症まん延時等については、別途定める 「医療法人ながえ会 事業継続計画（BCP）」にのっとり対 応を行います。		

1 2. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を詰所に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
喫煙・飲酒	敷地内でのお断りします。飲酒はできません。
身体抑制について	やむを得ず身体抑制する場合は、当院の身体抑制マニュアルに従い必ず、ご家族の同意を得て行います。
守秘義務について	従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。尚、退職後も同様とする。

1 3. 事故発生時の対応及び賠償責任

事故発生対応と賠償責任	介護医療院サービス利用契約書第22条による。 事故が発生した場合は、速やかに市町及び関係各機関並びにご家族の方に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意を持って賠償を行います。
-------------	---